

(別紙) 居宅介護支援事業所いきいき館

居宅介護支援費(i)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
【i-1】取り扱い件数45件未満/1人	1,086	1,086	1,411	1,411	1,411
【i-2】取り扱い件数45以上件60件未満/1人	544	544	704	704	704
【i-3】取り扱い件数60件以上/1人	326	326	422	422	422

(1人)=介護支援専門員1人あたり担当件数

(単位)

初回加算	300
入院時情報連携加算(I) ※1	250
入院時情報連携加算(II) ※2	200
退院退所加算 連携1回 カンファレンス参加 有 ※3	600
カンファレンス参加 無	450
退院退所加算 連携2回 カンファレンス参加 有	750
カンファレンス参加 無	600
退院退所加算 連携3回 カンファレンス参加 有	900
通院時情報連携加算 ※4	50/1月
介護職員等処遇改善加算 ※5	所定単位× 21/1000

※1 病院または診療所に入院する利用者につき、当該病院または診療所の職員に対して、利用者に関する必要な情報提供を入院当日に行なった場合(その際、事業所の休日等に配慮した要件設定を行う)。

※2 病院または診療所に入院する利用者につき、当該病院または診療所の職員に対して、利用者に関する必要な情報提供を入院後3日以内に行なった場合。

※3入院または入所期間が30日以下の場合であって退院または退所に当たって、病院等の職員と面談を行い、利用者に関する情報の提供を受けた上でケアプランに記録した場合。

※4利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の必要な情報提供を行い、医師等から必要な情報提供を受けた上で、ケアプランに記録した場合。

※5キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱと職場環境等要件を一定数満たすこと(Ⅳ相当または特例要件)、就業規則等への賃金改善方針の明記、賃金改善額の配分ルール遵守、見える化要件(情報公表)を満たす場合。

高齢者虐待防止・権利擁護及び身体的拘束適正化

本事業所は、ご契約者様の人権の擁護と身体的拘束防止を含む虐待の防止等の推進のために、以下の対策を講じます。

(1) 身体的拘束適正化対策検討委員会を設置しています。また虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者：管理者

(2) 成年後見制度の利用等を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 高齢者の尊厳の保持にとって、高齢者の虐待防止及び権利擁護は重要であることから、身体的拘束防止を含む虐待の防止の為に指針を策定して、従業員に対する・虐待の防止及び権利擁護について啓発・普及するための研修を実施しています。

令和8年6月1日改定

事業者

所在地：鹿児島県鹿屋市笠之原町3569番地1

名称：居宅介護支援事業所 いきいき館

説明日 令和 年 月 日 説明者職氏名 介護支援専門員 児玉 祐喜

同意日 令和 年 月 日 同意者氏名 (続柄)